

NO	サービス種別	タイトル	質問内容	回答	根拠法令等	厚生省確認 先 (確認年月日)
1	就労選択支援	就労選択支援の多機能型の定員特例の有無	就労選択支援の利用定員は10人以上となっているが、多機能型の定員特例の適用の有無と内容について教えてほしい。	就労選択支援事業所は、多機能型事業所として運営できる事業には含まれないので、特例は適用されない。	指定障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準 第2条第1項第17号 及び 第215条	
2	就労選択支援	新規指定時の提出書類について	厚生労働省通知「就労選択支援の実施について」では、「指定権者が必要と認める場合には、就労選択支援を行おうとする者は、事業指定の申請に当たり、協議会や市区町村等に対し、運営方針や活動内容等を説明し、当該協議会等による評価を受け、その内容を都道府県知事に提出する。」とあるが、第三者からの評価は必須か。	就労選択支援は、中立性を確保し、客観的な視点から事業を実施することが求められることから、就労選択支援事業を行おうとする事業者は、当面の間、第三者からの評価を受けることを原則とする。 第三者とは、自立支援協議会、市町村、市町村委託相談支援事業所、近隣の就労系障害福祉サービス事業所(就労選択支援事業を行おうとする事業者以外が運営する事業所に限る。)等である。		
3	就労選択支援	就労選択支援の利用について	特別支援学校ではなく、通常の公立高校に通っている生徒についても、就労選択支援は利用できるのか。	市町村から支給決定された場合、利用は可能と考える。		